省　令

○総務省令第八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式） **第二条**　［略］ 2　市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者（以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。）に対する前項の表の㈣の上欄に掲げる通知書（次項において「特別徴収義務者用通知書」という。）の副本として、同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。）を、第九条の三の三第一項に規定する方法又は第十条第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の三の三において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。 3　第一項の規定にかかわらず、当分の間、市町村長は、特別徴収義務者に特別徴収義務者用通知書の交付（法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による通知事項の提供を除く。）を行うときは、第三号様式中「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととする。 4・5　［略］	（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式） **第二条**　［同上］ ［新設］ 2・3　［同上］

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の三　法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に通知情報を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

［2　略］

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の三　法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルをいう。次項において同じ。）に同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）に係る情報（次項において「通知情報」という。）を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地方税法施行規則第二条第二項及び第三項は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

○総務省・外務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。